

## 大阪市告示第324号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項及び大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）第5条の規定に基づき、令和7年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和7年3月7日

大阪市長 横山英幸

### 1 縦覧期間

令和7年4月1日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

ただし、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に住所、主たる事務所若しくは事業所又は申告等の事務を現に行う事務所若しくは事業所を有する者については、令和7年4月1日から令和6年1月23日付け大阪市告示第82号の2における別途市長が定める日、又は令和7年4月30日のいずれか遅い日までとする（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）。

### 2 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

ただし、金曜日は午後7時まで

### 3 縦覧場所

所有している土地又は家屋が所在する区を所管する市税事務所

（財政局税務部課税課）